

文 部 時 報 第七百九十二號 目 次

卷 頭 (明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首)

師範學校長會議に於ける訓示 文部大臣 子爵 岡 部 長 景 二

我が家族的國家構造の歴史的考察 文部省囑託 福尾猛市郎 五

時代と人物 — 安土桃山時代に關して — 田 中 久 夫 一三

史 蹟 偶 感 文部省史蹟考查官 黑板昌夫 二〇

「師範生物」の編纂及び取扱について 文部省圖書監修官 永田義夫 二八

中等學校令及び各學校規程の解説(三) 文部事務官 岡 田 孝 平 三六

..... 文部事務官 曾 我 部 久 三六

省 令 厚生省文部省令第一號(國民勤勞報國協力令施行規則中改正) 四四

訓 令 文部省訓令第十五號(昭和十八年度文部省所管學校及圖書館歲入歳出豫算科目表追加) 四四

告 示 文部省告示第六百十八號(國民學校及青年學校教科用圖書定價)ヨリ同第六百三十二號 四四

マデ十五件 四五

敘任及辭令 (自昭和十八年四月一日至五月六日公表ノ分) 七〇

彙 報 帝國學士院總會及部會外十件 七〇

史蹟偶感

文部省史蹟考查官 黑板昌夫

我々の安住する大地、我々の耕す黒土、我々の眺める山川風物、此の我々を育む自然は其のかみ伊弉諾尊、伊弉冉尊の生み給うところ、而も其の彌果てに生れませる天照大神は畏くも皇祖にまします。我々を圍繞する自然は實に神々の厚き恵と潑刺たる創造に満ち満ち、まこと國生みの御祖の神の崇厳雄大なる御遺蹟とも拜し得らるる。而して此の大八洲に生を享けた我々の祖先は、上に大御稜威を仰ぎ、肇國精神を體しつゝ、幾多の艱難を凌いで國土を開發し、皇運を扶翼して皇國の尊嚴昂揚に努め、又精神の陶冶を宗とし、衣食住を豊かにしつゝ精神的にも、物質的にも文化を發展せしめて今日の日本の建設に力を盡して來たのである。史蹟とは概言すれ

ば是等の史上顯著な事蹟の行はれた處、先人の生活の相を徴すべき跡であり、嚴密に言へば國史の成跡が有形的に——例へば建造物、又は境域、礎石等の如き、或は古代住居趾や城郭の如き、何等かの形を採りつゝ故地に定着して遺存してゐる物であつて、國生みの御祖の神の御遺蹟を飾る珠玉とも、華とも言へやう。我々は遺蹟を巡ることにより祖先の努力の跡を目の當り見ることが出来るのである。即ち更めて説く迄もなく我が國の發達の跡は文獻遺物と並んで遺蹟の闡明を俟つて初めて完全な姿相を得るのであり、苟も國史に關心を持つ者は遺蹟を尋ね、其の舊狀を究むべきであつて、遺蹟は國史資料の一分野として高く評價されねばならぬ。例へば近時發掘された藤原宮持統天皇、文武天皇、元明天皇の皇居の趾は殆ど佛教文化によつて占められてゐた上代初期の遺蹟の研究に一石を投じたもので

あり、從來日本書紀、萬葉集等に基く推定に止まつてゐた宮居の位置、規模は之に依つて初めて完全な解決の緒に就いたのであつて、平城宮趾、或は溯つて藤原宮以前の宮居の考察に示唆する處尠くないが、更に此の律令時代初期に於ける制度施行の研究に一資料を與へるものであり、總じて其の雄大にして整然たる結構は當時の氣魄に満ちた國勢の氣息を直接我々に感ぜしめるものとして極めて價値多き遺蹟である。又古墳、住居趾、貝塚等の如き考古學上の遺蹟は祖先の墳墓として、又國土開拓の素地を築いた人々の努力の跡として先づ尊重せらるべきことは言ふまでもないが、殆ど其の示す處によつてのみ黎明期の文化が明かにせられるのである。

遺蹟研究の沿革は、今之を詳述する追はないが、例へば中世の日本書紀——本書の編纂に既に或る程度の遺蹟の研究が行はれたと思はれるが——の如き古典の研究の一部分として採り上げられ、風土記——此の内に神々等の遺蹟が記載されてゐることは、遺蹟の關心の夙に高まつてゐたことを示すものであらう——等を引用して地域の考證が試みられてをり、又萬葉集を始め諸歌集の歌枕研究も其の一の現れとして考へて

よい。和歌名所方角鈔は、宗祇の歌枕遍歷の記錄と言はれてゐるが、當時の公卿僧侶等知識階級の紀行文等にも歌枕に對する少からぬ關心が盛られてゐる。又上宮太子拾遺記、太子傳玉林抄等を披けば、聖德太子や佛教傳來時代の佛寺の遺蹟等に付て語られ、當時御在位の天皇の宮趾に關する傳説が検討されてゐる。斯くの如く、遺蹟研究の關心は早くから其の萌芽が見られるとは言へ、此等は概ね夫々の關心が中心となり、其の對象も局限されてをつたが、江戸時代に入り、各般の學術勃興し、國史の體系化の進むにつれて史上の著名な遺蹟の調査も漸く普及し、此の時代に著された各地の地誌類は枚舉に追がないが、何れを採つても夫々の地方に於ける遺蹟に付て繁簡の差はあれ、必ず其の爲に頁を割いてをり、又舊蹟のみを對象とした著述も相當の數に達してゐる。又尊皇論の發達と共に御陵の調査が進み、此の方面からも遺蹟の研究が活潑となつて行つた。固より是等の研究は今日の眼から見れば、遺蹟の考查の點に付ては、例へば本居宣長の大和地方踏査記たる菅笠日記に見るが如く、概ね素朴なものが多かつたが、幕末の北浦定政の平城宮大内裏坪割圖の如き、學術的

の香氣高き精緻な研究も出るに至り、此等先人の研究業績が多少共今日の學術に影響を及ぼしてゐることに、此の時代の遺業の甚大であつたことが注意せられる。各地方に於て遺蹟顯彰碑の營まれたのも此の時代であつて、寛政十一年、神武天皇聖蹟菟田高倉山^{神武天皇聖蹟調査に於て聖蹟と決}定、奈良縣宇陀郡大宇陀町に在る、に附近の有志に依り、皆川愚の筆に係る「神武天皇聖軍之舊蹟」なる碑が建てられ、貞享五年、津山藩主森氏の臣長尾勝明は藩主に告げ、顯彰碑を院庄の故地^{院庄館址(兒島高德傳説)}として史蹟に指定、に建て、後醍醐天皇行在所たることを標し、兒島高德の忠節を偲び、次いで文化九年津山藩主松平康孝は遺蹟三方埦上に松櫻樹を補植せしむること等があつたが、長尾氏の建碑は吉野時代遺蹟顯彰の舉として早いものである。元祿五年、水戸光圀が楠公戦死の地に「嗚呼忠臣楠子之墓」の墓碑を建て、遺烈を追慕顯彰したことは餘りにも有名である。是等は思ひ付いたものの中からほんの二三の例を挙げたに過ぎないが、かゝる顯彰的な企は史蹟保存の具體化の曙光として注意すべく、宮址、寺址、古墳等が屢々崇り——崇敬から轉じたものであらうが、此の崇敬と云ふことが素朴ながら保存の本質を衝い

たのもであつた——等の如き傳承の類によつて偶々保存せられてゐたのと異なり、更に進んだ積極的な保存事業の漸く盛ならんとする機運を察知することが出来る。明治大正の御代に入ると共に、研究は文獻的方面に於ても、又様式的方面に於ても格段の進歩を遂げ、技術的にも向上し、又研究の分野も著るしく擴められて來たが、國史尊重の精神の昂揚と共に、史蹟の湮滅を憂ふる輿論が高まり、かゝる機運の醸成するところ、大正八年四月には史蹟名勝天然紀念物保存法の公布を見、史蹟に對し國家的保護の途が講ぜられ、國家の由緒が永遠に傳へられることとなつた。保存の方法も顯彰を主とした素朴な保存思想を脱却し、一定の地域を指定して其の現狀を保存し、往時の遺構を其の儘に保護せんとする極めて學術的な、しかも、眞の顯彰に適ふものに進展して來たのである。此の法律の施行は、蓋し修史局の設置、古社寺保存法——國寶保存法の制定等と共に、現代に於ける政府の國史關係事業の壯舉とも言ふべきであらう。勿論肇國が悠久の古に在り、史上各分野に光彩陸離たる業績が遺されてゐることに應じ、史蹟も亦當然其の種類は極めて豊富であつて、大正九年

決定された保存要目も、

- 一、都城址、宮址、行宮址其ノ他皇室ニ關係深キ史蹟
- 二、社寺ノ址跡及祭祀信仰ニ關スル史蹟ニシテ重要ナルモノ
- 三、古墳及著名ナル人物ノ墓並碑
- 四、古城址、城砦、防壘、古戰場、國郡廳址其ノ他政治軍事ニ關係深キ史蹟
- 五、聖廟、鄉學、藩學、文庫又ハ是等ノ址其ノ他教育學藝ニ關係深キ史蹟
- 六、藥園址、悲田院址其ノ他社會事業ニ關係アル史蹟
- 七、古關址、一里塚、窯址、市場址其ノ他産業交通土木等ニ關スル重要ナル史蹟
- 八、由緒アル舊宅、苑池、井泉、樹石ノ類
- 九、貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類學及考古學上重要ナル遺蹟
- 十、外國及外國人ニ關係アル重要ナル史蹟
- 十一、重要ナル傳説地

の十一項目の多きに分たれてゐるのである。かゝる範疇の史蹟は、村に、町に——全國に涉つて散在し、其の史上の價値に輕重があり、其の遺存の狀況も區々であるが、國家に於て指定するものとしては、是等の中國史上顯著であり、且又原則として遺構遺蹟のよく遺存してゐるものを選択すべきことは當然の措置であつて、重要と認められても、舊狀湮滅し

或は舊規の破壊著しきものの指定せられざるは已むを得ないのであり、總じて指定以外のものは、夫々地元にて保存せられんことを切望する。政府指定の史蹟は今や九二五件に上り、尙指定を考慮中のものも多々存するが、是等も其の保存は政府だけでなく、地元を始め國民一般の保護を俟つて初めて完遂されるのであつて、民間の協力の要望せられる所以である。實に史蹟に對する者は、其の研究固より重要ではあるが、同時に之と併行して現狀の保存と云ふことによつて初めて有終の美を爲すことが出来るのであり、かくて初めて其の史蹟に身命を賭した先人の靈に應へる事が出来、又初めて其處に流露する古人の美るはしい精神を受け繼ぐ者と言ふ事が出来るのである。元來國史は肇國精神の展開を主流とする雄渾なる大河であり、幾多の支流を受け入れて其自身を大にしつゝ、絶ゆることなく永遠に堂々の流れを續ける。此の國史の一貫性と言ふことは我々をして遠く草昧の世、國土の開發に汗した人々を始め、各々其の堵に安んじて業に勵み、一旦事有れば義勇公に奉じ、あらゆる分野に於て我國を豊にして來た祖先に振り返へらせ、其の努力の跡に尊敬の念を抱かしめる

が、此の感慨は當然移して其等の人々の遺蹟に付ても抱かるべきである。國家に功績高き人々の神靈を奉祀し、汎く衆庶の奉養を享けさせられる神祠は尠くないが、先人の眞摯な事績の行はれた遺蹟は正に之に匹敵するものと言ふべく、尊崇の誠を效し、愛護の實を擧げることは、我々の當然の責務である。之を古來の國民道德たる崇祖の念に照して見ても、祀を受け繼ぐ我々は當然祖先の遺蹟に深い畏敬と親愛とを捧ぐべきであり、史蹟保存の基調としての此の崇祖の念、即ち道德性はよく認識されなければならないのであつて、我々は祖先の活動の痕跡たる史蹟をもつと我々の身近に、實踐生活の内に取り入れるべきではなからうか。而して若し唯我々が敬虔なる態度と正しき理解とを以て望むならば、史蹟は常に我々に感銘と教訓とを與へるものであり、我々は現地に接して初めて古人の偉大さも判るのである。國史の働きの一面は教訓性にあるが、史蹟は在りし日の姿の儘に我々を教へるところに特異性があるのであり、我々はいはゞ古人と席を同じうして其の教を聴くところに筆舌を絶した感激を覺える。關城趾（指）の一角に立てば、恃むところは殆ど、大寶沼（今は水田）となる、を隔

握するところ、史蹟に對する心靜へにつき示唆に富むものと言ふべきである。

二

以上私は史蹟、保存に付き思ひつく儘を記して來た。此の邊で轉じて史蹟の各例について述べるべきであるが、固より其の紙幅も遑もなく、氣のつく儘事例を拾つて紹介するに止めて置き度い。

今史蹟を展望して、先づ何より胸を打つものは何と言つても常に民草を導き給ふ皇室の御遺蹟である。過般文部省に於て調査決定された神武天皇聖蹟を拜しても、天皇は遙か九州より大和に至る迄、常に率先皇軍を指揮せられてをり、御親ら險を凌ぎ荒海を渡らせられて賊虜を御誅滅、皇基を定め給うた御鴻業は萬民の等しく仰ぐところであるが、此の御精神は元弘建武の世に炳焉として顯れる。後醍醐天皇の聖蹟は笠置山に、院庄に、隱岐の國分寺境内に、船上山行宮趾、圓教寺境内、教王護國寺境内、延曆寺境内（何れも指定）等に拜せられ、吉野御遷幸後、後村上天皇、長慶天皇、後龜山天皇と、皇統

て、相對する大寶城（指定）のみ、賊軍の厳しい重圍の中に在つて、此處に干戈の響を聞きつゝかの神皇正統記が修訂され、關城書の大文字が記されたかと思へば、北畠親房公の一言一句は之を机上に繙く時よりも、遙に憫々として胸に迫るものがあり、赤阪城趾、楠木城趾（上赤阪城趾）、千早城趾、金剛山（何れも指定）に杖を曳いて初めて楠公の偉大な智謀と苦境の中に撓まさりし忠節とが痛切に感ぜられる。斯くの如く史蹟から汲み取られる祖先の遺訓は豊富且深遠であるが、之に付て想起されるのは彼の頼山陽の日本外史楠氏論贊である。「外史氏曰、余數々往來攝播間、訪所謂櫻井驛者、得之山崎路、一小村耳、過者或不省其爲驛趾、蓋經足利織豐數氏世故變移、道里驛程、隨輒改耳、余於是、低回不能去、顧望金剛山巔、立雲際、想見公舉義之秋、及其子孫據以扞護王室也、」と筆を起し、正成公及び一族の誠忠を敘して之を讚美してゐるが、之を口誦めば、山陽が里人に問ひ、漸く櫻井驛（櫻井驛趾）（楠公傳説地）として指定を尋ね得て迥に楠氏の忠誠を偲び、感慨に耽る様は彷彿として眼前に浮ぶ。此の一文、蓋し櫻井驛趾の感銘を卒直に述べたものであり、史蹟を理解し、其の精神を把

の正しきを示され、皇運の恢弘に努めさせ給ひ、四圍の狀勢に應じて大和、河内、攝津、山城の間に行宮を營ませられたが、其の御遺蹟として、吉野、（後醍醐天皇、榮山寺行宮趾）長慶觀心寺境内天皇、（後村上天皇、住吉行宮趾）天皇、八幡行宮趾、（後村上天皇、其の御艱難は偲び奉るだに畏れ多く、之を忍ばせられつゝ天津日嗣の尊嚴を堅持し給うたところに烈々たる正義が漲り、之を拜する者に無上の感銘を與へる。而して時に挺身忠節を盡くした忠臣の遺蹟は各地に散在し、目下指定されてゐるものは三十件に近い。此の吉野時代の御鴻謨を受けて、之を完成した明治維新關係に付ては、松下村塾、吉田松陰幽囚ノ舊宅、岩倉具視幽棲舊宅、木戸孝允舊宅、伊藤博文舊宅、武市半平太舊宅）等があり、尊皇論史上の人々や維新志士の墓等の指定せられたものは相當の數に上るが、明治の聖代に入るや、天皇の御鴻謨を偲び奉る一端として例へば御巡幸の聖蹟がある。南は鹿児島縣から、北は遠く北海道に及ぶ迄殆ど全國に行在所、御小休所等を拜し、今日指定されたものは三五七件に上り、尙調査も續けられてゐるが、交通不便の時に方り、かくも御足跡の汎く行き

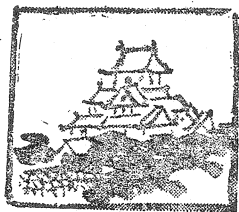
渉らせられたことは、凡慮を絶する宏遠なる御事績と感激の外なく、此の御巡撫により、御仁慈は國中を遍く覆ひ、各地の聖蹟は爾來地方民心の中心となりつゝ今尚多く鄭重に保存せられてをり、之を拜する者は、天皇の御器宇と御仁政に類き、明治に於ける國運の躍進も此の御事績あつてこそと、今更乍ら皇室の有難さを思ひ、我々臣下の使命の重大さを痛感する。

かうした皇室を中心とする史蹟を核としつゝ、史蹟にはまた國史を飾る多彩豊富な分野が全國に散在するが、今文教上の遺蹟、國民情操上の史蹟を選んで若干述べよう。先づ學校趾としては、足利學校趾指があり、下つて江戸時代に入れば幕府は昌平黌を開き、各藩は夫々藩校等を設けて、教學に務め、國民素質の向上に資するところが多かつたが、目下指定されたものに——聖廟が遺存するのみのものもあるが——湯島聖堂、舊弘道館水戸藩、舊崇廣堂津藩、舊養賢堂仙臺藩、舊有備館仙臺藩、達氏閑谷學校、舊岡山藩々學山藩、共久聖廟多等があり、中に就て舊弘道館の如き尊皇論史上著名なものの遺存してゐるのは貴重である。其の他伊藤仁齋宅古義堂趾、藤樹書院趾、

咸宜園趾、緒方洪庵舊宅及塾、松下村塾の如き、英才俊毫が其の郷土に家塾を開いて子弟を育成せるものがあり、松下村塾は今更喋々する迄もないが、廣瀬淡窓の開いた咸宜園、緒方洪庵の塾も、幕末より現代に涉つて活躍せる幾多名士を輩出した所として逸することが出来ない。實に今日の國運隆昌の基は此等の施設に負ふところ多いが、松下村塾を訪れる者は、其のささやかな構と、其の活動影響の大さとを對比して今更眞の教育者の偉大さ重要性に驚くであらう。更に教育と關聯して逸す可らざるものに山形縣南置賜郡山上村の上杉治憲敬師郊迎趾指がある。此の地は寛政八年米澤藩主上杉鷹山が細井平洲を恩師として江戸から招聘した時、親しく出迎へた處であり、此の事績は夙に著名であるが、献酬をした普門院等は今に遺存し、藩主の身を以て遠く城外に出迎ふところ、師弟の禮の篤き美風を徵する洵に貴重な遺蹟である。國民情操の上に眼を轉すれば、藤澤敵味方供養塔神奈川縣、宗麟原供養塔、中ノ尾供養碑共に宮崎縣、の如きは、敵味方一視同仁の所謂赤十字精神の發露として夙に著名であるが、山口縣大津郡通村の青海島鯨墓指は、捕鯨業者が發願して鯨の骨を

葬り、其の冥福を祈つたもの、元祿五年の建立に係り、更に弘化二年より天保十五年に涉る鯨の過去帳をも存する。此の動物にも及んだ博愛心、佛教の影響はさること乍ら、穩かな國民性の流露として貴重であり、數多い史蹟の中にも洵に優に美しいものである。

以上挙げ來つたところは、史蹟中のほんの一部に止り、幾多貴重なるものを割愛せざるを得ないのは遺憾であつて、殊に遺構の面白さに及び得なかつた不十分さはお詫しなければならぬ。之等は他日を期し度いと思ふが、乏しい記述を以てしても、史蹟の貴重さ、保存の意義は諒解せられたことと信ずる。我々は事に即し、人に即し、歴史の跡を目の當り見、其の教ふる處を翫味して、保存を全うしなければならぬ。千早城に奮死した人々の忠誠は傳はつて我々の精神となつてゐるのであり、鈴屋本居宣長舊宅同宅趾として指定に獨り想を古代に致し、日本の純粹さに徹せんとした本居宣長の思索は相享けて我々の考へ方にも宿つてゐる。我々は史蹟を心の故郷として、我々の生活の母胎として虔しい尊敬と、衷心からの愛著とを以て護らねばならぬ。



文部時報刊行計畫摘要

一 目的

本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二 内容

本時報登載事項ノ大要左ノ如シ
詔書・勅語・法律・勅令・閣令・省令・訓令・告示・告諭・訓示・指令(例規トナルモノ)・通牒(例規トナリ又ハ一般ノ參考トナルモノ)・法令解説・質疑應答(本省ヨリ公文ニテ回答シタルモノ)・任免・陞叙・敘位・敘勳・表彰・復命書及報告書・講演・講話・談話・研究調查・統計・人事・公告・賞與

三 編輯

文部時報編輯ノ爲ニ編輯委員長、編輯副委員長並ニ編輯委員若干名ヲ置ク
編輯委員長ハ總務局長ヲ、編輯副委員長ハ總務局調査課長ヲ以テ之ニ充テ編輯委員ハ總務局員中ヨリ之ヲ命ズ。必要アルトキハ審查委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ。資料蒐集ノ爲省内外各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク。文部時報報告委員ハ各部局課ノ事務官、理事官、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ。必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得

四 發行

本時報ハ規格A列五番、每號約八十頁、定價金參拾錢ヲ標準トシ毎月二回十日、二十五日ヲ發行期日トス

文部時報第七百九十號 (昭和十八年五月二十五日刊行) 目次概要

卷頭(格言三則)

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

挨拶

東條前文部大臣

岡部文部大臣

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

加藤監修官

岡田事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官

曾我部事務官